

肥料取扱事業者等の皆様へ

「山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧」への資材の掲載について

- 県では、特別栽培農産物認証の適正な制度運用を図るため、山形県特別栽培農産物認証申請者(以下「認証申請者」という。)が認証機関である公益財団法人やまがた農業支援センターに認証申請書を提出する場合、生産計画書に記載する肥料等の資材については、肥料製造業者等が発行する資材証明書等の添付を義務づけています。
- 認証申請者の負担軽減を目的とし、県では「山形県特別栽培農産物認証申請時に義務づけられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧」を整備し、この一覧に掲載された資材については、認証申請時の資材証明書等の添付を省略できることとしています。
- 肥料取扱事業者等の皆様におかれましては、当該一覧の趣旨を御理解いただき、一覧に掲載いただける資材がありましたら、下記お問い合わせ先まで御連絡くださいますようお願いします。

★ お問い合わせ先

山形県農林水産部農業技術環境課 環境保全型農業担当

☎:023-630-2481 ☐:ynogi@pref.yamagata.jp

★ 必要書類

①掲載依頼書(様式はお問い合わせください。)

②資材に応じた、下記○印の資材証明書等

資材証明書等 資材※2	肥料登録証(写)	生産業者保証票(写) 又は輸入業者保証票(写)	品質表示(写)	資材証明書※1
有機態窒素入り肥料	○			○
// (指定混合肥料)		○		○
窒素肥料(100%化学合成肥料)	○			
// (指定混合肥料)		○		
窒素を含有しない肥料	○			
// (指定混合肥料)		○		
特殊肥料(堆肥等)			○	
その他の資材(培土等)				○

※1:化学肥料由来の窒素成分割合が判断できるもので、肥料生産業者等が作成し、発行日がわかるもの。

※2:化学肥料由来の窒素成分を含有しない場合は、その旨が判断できる資材証明書等に準ずる資料の添付で可。

★ 留意事項

掲載内容に変更が生じた場合には、上記お問い合わせ先に御連絡をお願いします(製造業者から証明書を入手いただくことがあります)。